

道路占用料条例別表

旭川市道路占用料条例改正前別表（令和6年3月31日まで）

占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510	
	第2種電柱		790	
	第3種電柱		1,100	
	第1種電話柱		460	
	第2種電話柱		730	
	第3種電話柱		1,000	
	その他の柱類		46	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類			3
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	450
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910		
郵便差出箱及び信書便差出箱		380		
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270	
	外径が1メートル以上のもの		550	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	910		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		930	
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	560	
	その他のもの		910	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	19	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	190	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190
		その他のもの	1面に表示するもの	1,900
			2面以上に表示するもの	表示面積1平方メートルにつき1年
	標識	巻き付けるもの		665
		旗ざお	1本につき1年	730
		旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日
その他のもの	1本につき1月		190	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	7	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	190	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	91		
上記以外の工作物、物件又は施設	市長が別に定める。			

旭川市道路占用料条例改正後別表（令和6年4月1日から）

占用物件		単位	占用料（円）	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570	
	第2種電柱		870	
	第3種電柱		1,200	
	第1種電話柱		510	
	第2種電話柱		810	
	第3種電話柱		1,100	
	その他の柱類		51	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類			3
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	490
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000		
郵便差出箱及び信書便差出箱		420		
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300	
	外径が1メートル以上のもの		610	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		900	
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	540	
	その他のもの		1,000	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	18	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	180	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180
		その他のもの	1面に表示するもの	1,800
			2面以上に表示するもの	表示面積1平方メートルにつき1年
	標識	巻き付けるもの		630
		旗ざお	1本につき1年	810
		旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日
その他のもの	1本につき1月		180	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	7	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	180	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	100		
上記以外の工作物、物件又は施設	市長が別に定める。			